

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(土曜)に逢ふときは、その翌日の日)

目次

◇規則 母子修学資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

◇告示 結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法による医療機関の指定

国有財産の用途廃止

都市計画の変更に係る図書の縦覧

建築基準法による道路の位置の指定(二件)

◇選管告示 個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告

規則

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十二号

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保母修学資金貸付規則(昭和三十八年十一月鳥取県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「五千円」を「六千円」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 昭和四十九年三月三十一日以前に保母養成所に入学者に係る修学資金の月額については、この規則による改正後の保母修学資金貸付規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十三号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則(昭和四十八年十月鳥取県規則第五

十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四十三万円」を「五十万円」に、「五二〇、〇〇〇円」を「五九八、〇〇〇円」に、「一四〇、〇〇〇円」を「一五五、〇〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二七、五〇〇円」に改め、同条第二項中「四百七十九千九百九十九円」を「五百三十四万七千四百九十九円」に、「四、九〇九、九九九円」を「五、五五四、九九九円」に、「一四〇、〇〇〇円」を「一五五、〇〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二七、五〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、昭和四十九年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県特別医療費助成条例施行規則第三条第一項及び第二項の規定は、昭和四十九年七月以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同年六月以前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第五百二十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。
昭和四十九年六月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞退年月日	指定医療機関の名称	所在地
昭和四十九年五月二十八日	細田医院	西伯郡西伯町法勝寺三七八

鳥取県告示第五百二十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十九年六月一日	細田医院	西伯郡西伯町法勝寺 三三二ノ二番地

鳥取県告示第五百三十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年六月十四日から用途廃止した。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場 所	面積 (平方メートル)	用途
気高郡気高町大字勝見字長江越前六三四番一地先 から同町大字勝見字長江越前六三四番一地先ま	三六・三三	水路敷

気高郡気高町大字勝見字大沢六五四番七地先から同町大字勝見字大沢六五〇番三地先まで
 気高郡気高町大字勝見字大沢六三〇番八地先
 気高郡気高町大字勝見字長江越前六三三番二地先から同町大字勝見字長江越前六三五番三地先まで
 気高郡気高町大字勝見字福田尻六三六番五地先から同町大字勝見字福田尻六三六番一地先まで
 気高郡気高町大字勝見字福田尻六三九番九地先から同町大字勝見字福田尻六三六番二地先まで
 気高郡気高町大字勝見字長江越前六三四番一地先から同町大字勝見字長江越前六三五番三地先まで

三六・九一	水路敷
七・八七	水路敷
六・八八	水路敷
二一・五六	水路敷
三二・六九	水路敷
四一・一七	道路敷

鳥取県告示第五百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、三朝都市計画公園を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 都市計画を変更する土地の区域
 第五・五・一号 三朝高原公園
 変更する部分

東伯郡三朝町大字三朝字穴谷及び字四方谷並びに大字砂原字尾山

二 都市計画の案の縦覧場所

東伯郡三朝町三朝九七三ノ一 三朝町役場

三 縦覧期間

昭和四十九年六月十五日から昭和四十九年六月二十八日まで

鳥取県告示第五百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十九年六月十四日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市福庭三一 井手添 重	倉吉市福庭字北田三一〇ノ六、三一〇ノ八、三一〇ノ九、三一〇ノ一〇、三一三ノ三、三一三ノ四、三一三ノ五、三一四ノ三、三一四ノ八、三一四ノ九、三一五ノ二、三一五ノ三	幅員 五メートル 延長 一〇四・四メートル

鳥取県告示第五百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に

規定す道路の位置を昭和四十九年六月十四日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名 東伯郡赤碕町大字赤碕七六八番地二 馬野建設株式会社 代表取締役社長 馬野 勇	道路の位置の指定場所 東伯郡赤碕町大字赤碕字了然開一 一六ノ一・一一二六ノ八・一一二九ノ一・一一二九ノ三の一部	道路の幅員及び延長 幅員 四・四〇メートル 四・六四メートル 延長 一一一メートル
--	---	--

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設を次のとおり指定した旨鳥取市選挙管理委員会及び米子市選挙管理委員会から報告があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年六月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

施設の名称	所 在 地
鳥取市民体育館	鳥取市吉成七三九番地の一
米子市民体育館	米子市東山町一〇六番地

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】